

# 契 約 書 (案)

契 約 件 名 VJ 地方連携事業「香港北海道観光プロモーション」(2)メディア招請事業

契 約 金 額 金 円(消費税含む)

1. 契 約 期 間 (契 約 年 月 日) ～ 平成31年 3月29日

2. 契 約 保 証 金 免 除

上記について、支出負担行為担当官 北海道運輸局長 大高 豪太、函館市長 工藤 壽樹 を発注者とし、〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 を受注者として、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第 1 条 受注者は、本契約の条項及び仕様書に従い VJ 地方連携事業「香港北海道観光プロモーション」(2)メディア招請事業 (以下「業務」という。) を行い、発注者は、受注者にその対価を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 2 条 受注者は、発注者の書面による承諾を得ずにこの契約の履行を第三者に委任し、又はこの契約により生じる権利又は義務を譲渡し、又は承継させてはならない。

(監督)

第 3 条 発注者は、本契約の履行に関し、発注者の指定する監督職員 (以下「監督職員」という。) に受注者の業務を監督させ、必要な承諾又は指示を行うことができる。

2 受注者は、監督職員の指示に従わなければならない。

(契約金額)

第 4 条 契約金額の金 円 (消費税を含む) のうち、北海道運輸局の負担金額は 円 (消費税を含む)、函館市の負担金額は 円 (消費税を含む) とする。

(検査及び料金の請求)

第 5 条 受注者は、本業務を終了したときは、速やかに業務完了報告書に成果物を添えて発注者の指定する検査職員 (以下「検査職員」という。) に提出し、検査を受けなければならない。

2 発注者は、受注者から前項の報告を受けたときは、報告を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 受注者は、検査の結果、不合格となった場合は、検査職員の指示に従い、遅滞なく必要な措置を講じ、再度検査を受け、本業務を完了させなければならない。

4 前項の場合において生じる一切の費用は受注者の負担とする。

5 受注者は、発注者の検査合格後、前条に記す契約金額の負担金額を発注者に請求するものとする。ただし、円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(料金の支払)

第 6 条 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に料金を支払うものとする。

2 発注者は、発注者の責に帰する事由により前項の約定期間内に料金を支払わない場合は、支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対して年 2.7% の率を乗じて計算して得た金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。

(業務遂行上の注意義務)

第 7 条 受注者は、本業務遂行上、発注者に障害が生ずる可能性を認めたとき、又は生じたことを知ったときは、その事実を直ちに発注者に申し出なければならない。

(事情の変更による契約の変更等)

第 8 条 発注者及び受注者は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災事変、その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議をし、本契約を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、三者協議して書面により定めるものとする。

(著作権等の使用)

第 9 条 受注者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(成果物の利用)

第 10 条 本契約の履行により完成した成果物について、発注者が、非商業的な利用に限り、その全部又は一部を使用する場合には、発注者、受注者協議の上、その可否を決定するものとする。またその利用のために必要な手続きが生じた場合には、受注者は責任をもってこれにあたる。

(転用の禁止)

第 11 条 受注者は、本契約の履行によって得た作成物の内容並びにその他全ての内容に関して本契約の趣旨・目的を超えて他に転用してはならない。

(秘密の保持)

第 12 条 受注者は、この契約の実施にあたり、知り得た発注者の業務上の秘密を外部に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。

(契約の解除)

第 13 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が契約の解除を申し出たとき
  - (2) この契約に関して受注者又は受注者の代理人若しくは受注者の使用人に不正行為があったとき
  - (3) 受注者が前条の規定に違反したとき
  - (4) 前各号のほか受注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき
  - (5) 受注者が破産の宣告を受け、又は居所が不明となったとき
  - (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき
    - (イ) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
    - (ロ) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - (ハ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
    - (ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
    - (ホ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
    - (ヘ) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が(イ)から(ホ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
    - (ト) 受注者が、(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（(ヘ)に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
  - 3 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
  - 4 第1項第1号または第2項に該当して、この契約を解除しようとするときは、発注者または受注者は、その1月前までに相手方に対してその旨を通知しなければならない。

(損害賠償)

第14条 受注者は、本契約を履行するにあたり、発注者及び第三者に損害を与えたときは、その損害の責を負うものとする。

(瑕疵担保責任)

第15条 受注者が本契約に基づき納入した成果物等に瑕疵が発見されたときは、発注者の請求

により自己の費用をもってその瑕疵を補修し、又はその瑕疵により生じた損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第 16 条 受注者は、第 13 条第 1 項第 1 号から第 4 号及び第 6 号の規定に該当する理由で契約の解除となった場合は、契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ただし、第 13 条第 1 項第 1 号の場合において、受注者の責に帰さない事由のときは、この限りでない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第 17 条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額相当額（この契約締結後、契約金額相当額の変更があった場合には、変更後の契約金額相当額）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）
- (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき
- (4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき

- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わない場合は、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(紛争の解決)

- 第18条 この契約に関し、定めのない事項又は発注者、受注者の間に紛争の生じた事項については、その都度発注者及び受注者協議のうえ決定する。
- 第19条 この契約に関し訴訟等が生じたときは、札幌地方裁判所を第一の裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書3通を作成し、発注者及び受注者記名押印のうえ各自1通を保有する。

(契約年月日)

発注者 札幌市中央区大通西10丁目  
支出負担行為担当官  
北海道運輸局長 大高 豪太

発注者 北海道函館市東雲町4番13号  
函館市  
市長 工藤 壽樹

受注者 ○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○株式会社  
代表取締役 ○○ ○○